

1 監査対象事項

観光部が所管する事務事業の執行及び管理について

2 監査の結果に関する報告の公表

平成 31 年 4 月 26 日付け山梨県公報号外第 27 号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>1 経常経費（観光企画課） 購読新聞紙の見直し（意見） 購読する新聞紙の選定及び数を見直すことを望む。</p> <p>2 臨時職員等経費 育児休業代替職員の採用又は任用更新に関する臨時職員取扱要綱の整備（指摘事項） 育児休業代替職員として採用した臨時職員の再任用について、臨時職員取扱要綱第 4 条のただし書に該当するとしているが、ただし書きには該当しないため、育児休業代替職員に関する任用期間等について臨時職員取扱要綱を改正する必要がある。</p> <p>3 観光推進会議推進事業費 講師報酬の支給根拠の明確化（指摘事項） 委員の報酬（謝金）について、観光推進会議設置要綱に支給根拠規定と支給基準規定を設けるべきである。</p> <p>4 おもてなし推進週間事業費 （1）実行委員会の在り方の見直し（意見）</p>	<p>令和元年度から、1 紙の購読を取りやめることとした。</p> <p>平成 30 年度に臨時職員取扱要綱を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行している。</p> <p>令和元年度に、観光推進会議設置要綱に委員報償の支給根拠規定及び支給基準を設けることとした。</p>

開催案の決定過程や委員の大会出席状況を見ると、おもてなしのやまなし県民大会に関する委員の関与が少ない。実行委員会を設置するならば、周知活動や参加者募集など大会の運営に関し各実行委員に協力してもらうよう働きかけることを望む。

(2) 参加人数等の把握（意見）

県民大会の参加人数を把握せず、参加人数に関する検証や評価が一切行われていないことは問題である。当日参加人数を把握し、計画人数との差異について検証を行い、次回以降の参加者増加のための施策に反映させることを望む。

5 地域連携DMO事業費

補助金交付先への指導、監督（意見）

県は、国が要求するKPI指標の管理及びPDCAサイクルの実践を補助金交付先が適切に行っているか確認するとともに、補助金対象事業がより有効なものとなるよう補助金交付先を指導監督することを望む。

6 おもてなし人材活用事業費（やまなし観光カレッジ）

(1) 事業の実施内容や実施方法の見直し（意見）

本事業は毎年度実施されているが、観光行政に生かされた事例に乏しく、何らかの見直しが必要である。レポートの課題について学生がより書きやすい課題設定の検討や実施事業の見直しを行い、具体的な成果が得られるよう改善することを望む。

平成30年度から、実行委員に対し、各委員が所属する団体等を通じた周知活動や参加者募集について協力を依頼しており、令和元年度以降も引き続き、協力を働きかけていく。

平成30年度から、受付名簿により正確な参加者数の把握に努めている。また、参加者からのアンケート結果を参考にしながら、多くの参加者に集まってもらえるよう、実施内容を検討することとした。

随時、国が要求するKPI指標の管理やPDCAサイクルの実践について確認することとした。

令和元年度から、各大学への聞き取り等を行い、事業継続及び実施内容、レポート課題について検討することとした。また、レポートは観光団体と共有するなど活用を図ることとした。

(2) 大学間相互連携の強化（意見）

学生の学ぶ機会と交流機会の提供の観点から、本事業により行われる全ての講座について単位相互事業の対象となるよう、大学コンソーシアムやまなし及び各参加大学に対し、県から働きかけをすることを望む。

令和元年度から、「単位互換事業」となっていない大学に対しても、大学コンソーシアムやまなしを通じて、単位相互事業の対象となるよう理解を求めていくこととした。

7 おもてなし推進事業費

(1) 缶バッジの出納簿の改善（意見）

県担当者が作成している缶バッジの管理表は、月ごとの払出数量が把握できず払出時の受領者による受入確認もされていない。より厳密な管理ができるよう消耗品受入簿に準じた形式での管理になるよう現状の管理表の改善を望む。

令和元年度の啓発用品受払より、消耗品受払簿に準じた形式の管理表に改めることとした。

(2) 他施設に払い出された缶バッジの管理（意見）

他施設に払い出された缶バッジについてその後の状況把握がされていない。一定の期日を設け残りの数量の報告を提出させるといった払出後の管理を行うことを望む。

令和元年度から、払い出した啓発品について、使用状況の報告を求めるよう改めることとした。

8 観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金

(1) 実績報告書の提出日の明示（指摘事項）

実績報告書が交付要綱で定める期限を過ぎて提出されている事業がある。なお、補助事業完了日を事業実施日とする一般解釈を適用しない場合は、いつを補助事業の完了日とするか補助金

平成30年度から、補助事業完了日を事業実施日とする一般解釈を適用し、1ヶ月以内に実績報告書の提出を求めている。

の実施要綱や仕様書等で予め明示する必要がある。

(2) 補助事業者に対する指導（意見）

源泉徴収が必要な支払いで、源泉徴収を行っていない団体が、補助先に散見される。県は、補助事業者に対し源泉徴収義務を説明し、補助事業者が適正な事業の執行ができるよう監督指導することを望む。

9 非常勤嘱託報酬

労働基準法を遵守した給与支払いの徹底（指摘事項）

給与の支払いは、労働基準法に定める月一払いを遵守する必要がある。給与振込ができない場合等においても、翌月にまとめて支払うのではなく、現金払いなど他の方法により労働基準法を遵守する必要がある。

10 「やまなしサポーターズ倶楽部」開催費

(1) 単独随意契約の妥当性の根拠の明確化（指摘事項）

単独随意契約は例外的に認められるものであるから、過年度の実績を理由とするなら当該実績が経済的合理性を有することを具体的に説明する資料、あるいは契約当時の資料を継続して保管すべきである。

(2) プロポーザル審査の透明化（意見）

審査員による審査の過程がより明確となるよう審査表の自由記載、特記事項等を工夫したり、議事録を作成した

本事業は平成30年度で終了したため、今後同様の事業を実施する際には、補助事業者に対して、講師謝礼等に対する源泉徴収を行うよう説明していくこととする。

令和元年度から、給与振込口座の確認ができない等、やむを得ない事情により月内に給与振込ができない場合等においても、労働基準法を遵守し、現金で支払うこととした。

令和元年度から、契約に当たっては、経済的合理性を具体的に説明できるよう資料の整備等を進めていくこととした。

平成30年度から、審査表に自由記載欄を設けるなど、審査過程が明確になるよう改善している。

<p>りするなど審査方法を見直すことを望む。</p> <p>(3) 発送業務委託の単価等の記載方法の改善(意見)</p> <p>委託業者からの運賃請求明細に記載された単価と、県から提出された予算編成時の県の単価に整合性がなく、単価、発送数が一致しないことは問題がある。記載方法の改善を望む。</p> <p>11 「食」のやまなし情報発信事業費 具体的な仕様書の作成(指摘事項)</p> <p>本事業の委託仕様書は委託内容の具体性に欠ける。委託する業務内容は可能な限り具体化して契約書と一体になる仕様書に盛り込むよう改善すべきである。</p> <p>12 富士の国やまなし観光PR強化事業費</p> <p>(1) 成果目標の設定(意見)</p> <p>キャラクターを使用したPR事業は、その性質上、費用対効果の検証を行いつらいが、事業の経済合理性を検討するため定量的な目標等を設定することを望む。</p> <p>(2) ライセンス契約のさらなる活用(意見)</p> <p>契約で利用目的、範囲に制限はないので、事業を継続するなら、ハローキティと山梨県とを結びつけるイメージをより定着させるべく、ライセンスを活用する企画をより多く打ち上げることを望む。</p>	<p>以前から、委託業者に明細の提出を求めており、システム上の問題で提出できないとのことだが、今回改めて単価・発送数の記載を求めており、委託業者で検討が行われている。</p> <p>平成30年度から、仕様書の業務内容を更に具体的に記載するなど改善している。</p> <p>令和元年度に、他の自治体の例等を詳細に調査する中で定量的な目標設定について検討することとした。</p> <p>令和元年度から、県庁内及び市町村に対し、キャラクター利用を積極的に働きかけるとともに、効果的な利用方法の紹介などを行い、ライセンス契約のさらなる活用を図ることとした。</p>
--	--

13 やまなし観光物産情報発信事業費、
やまなしのワインと食魅力発信事業費
(1) 再委託料支払の見直し(指摘事項)

アンテナショップ運営の再委託の承認に際して経済合理性を十分に審査し、かつ、再委託内容に従った実績を要求するとともに、仮に当初予定と異なる実績になった場合はその理由を説明させるべきである。

(2) 収支明細の取得(指摘事項)

県は、アンテナショップの運営を第三者に委託または再委託する以上、その経営状態を把握することが必要であることから、収支状況が分かる資料の提供を求めるべきである。

(3) 契約上の義務履行の確認(意見)

委託業者が保険に加入すべきことは契約上の義務として明確に定められており、県はその履行状況を確認することを望む。

14 ツアー造成促進事業費

(1) 機構による費用負担の明確化(意見)

県が機構と共催で行う事業で、機構が費用負担する裏付けや法的安定性に欠けている。契約等は県と機構が連名で行う、機構と費用負担に関する合意を書面で取り交わす等の対応を望む。

(2) 情報資料の活用(意見)

観光説明会において電子化した観光資料をUSBメモリに記録して旅行業

再委託にあたり、再委託内容については、アンテナショップを巡る環境等を踏まえ、常に見直しを行うよう委託先に求めるとともに、令和元年度から、再委託の実績について報告を求めることとした。

平成30年度から、委託先と再委託先との業務委託契約書では、収支状況の報告を求める内容に変更されている。

平成30年度から、履行状況を確認することとしている。

平成31年2月開催分から、県と機構の連名で会場の申し込みを行い、費用負担についてもその申込書に明記することとしている。

USBメモリには、旅行業者の要望の多い観光画像等を入れて提供している

者等に配布しているが、USBメモリのより有効な活用を望む。

が、令和元年度から、ツアー造成に役立つ観光情報やデータを更に充実させることで、USBメモリを有効に活用することとした。

15 やまなし観光推進機構事業費補助金

(1) 補助金と委託料の区分の明確化(指摘事項)

補助金対象事業「インターネット情報発信事業」には富士の国やまなし観光ネットによる情報発信、維持管理が含まれ富士の国やまなし観光ネットにおける情報発信事業委託契約書にも観光ネットの管理運用が記載されている。委託内容を実態に則した内容に見直すべきである。

令和元年度から、契約書を委託内容の実態に則した表記に見直し、補助事業と委託内容の違いを明確にした。

(2) 補助金対象事業の明確化(指摘事項)

映像産業誘致推進事業は補助金対象事業の別表に記載されているが、予算要求、支払いなどが区別してなされているため、区別が必要なら独立した補助金交付要綱を作成すべきである。

予算が独立した事業となっているため、令和2年度に向けて、映像産業誘致推進事業費補助金交付要綱を新規に作成するか、予算を統合するか検討することとした。

(3) 「国際テーマ地区負担金」の記載誤り(指摘事項)

「国際テーマ地区負担金」は、補助の対象でないにもかかわらず、執行計画書に財源として補助金977千円が記載され、年間を通じて間違いがチェックされなかった。補助金を交付する側としてこのような杜撰なチェックをするべきではない。

適正な補助金交付事務を行うため、令和元年度にチェックリストの作成を検討することとした。

(4) (公社)日本観光振興協会拠出金の

<p>見直し（指摘事項）</p> <p>補助金対象事業の公益社団法人日本観光振興協会拠出金は、機構の行う事業に対する交付ではない。県から同協会に対して直接支払うことを検討すべきである。</p> <p>(5) 観光戦略推進事業に対する補助金の取扱いの見直し（指摘事項）</p> <p>補助金の使途を、補助金交付決定後に県と機構で協議して決定していた。補助金交付は明確な目的のある事業に対してなされるべきであり、補助金交付の厳格な審査事務手続きをするべきである。</p> <p>(6) 補助金交付申請時の添付資料の見直し（意見）</p> <p>補助金交付申請書にはそれぞれの事業ごとに具体的な事業費の内訳、積算根拠を記載させることが望まれる。特に、「観光戦略推進事業」は申請時に具体的な事業が決定されていない。</p> <p>(7) 成果指標の設定（意見）</p> <p>県及び機構は、補助金対象事業のすべてについて成果指標を設定していない。事業の結果を検証するために成果指標の設定は必要であると考えます。</p> <p>16 SNSを活用した海外向け情報発信事業費</p> <p>事業目的の見直し（指摘事項）</p> <p>目的である外国人観光客の誘客促進に繋がる効果が薄い。その効果の把握方法を改めるほか、事業目的を政策効果に見</p>	<p>令和2年度に向けて、公益社団法人日本観光振興協会拠出金は、県から当該協会へ直接支出する手続きに変更を検討することとした。</p> <p>観光戦略推進事業の補助金については、令和元年度から、個々の事業について機構と事前に協議を行ったうえで交付決定を行うなど、審査事務手続きを厳格にした。</p> <p>令和元年度の補助金交付申請に当たって、機構に対して補助金交付申請を行う際に、事業費の内訳等を明らかにするよう指導を行った。</p> <p>令和元年度に、成果指標の設定を検討することとした。</p> <p>令和元年度実施事業から、事業目的を「留学生等を情報発信源として育成し、SNSを活用した海外への情報発信力を</p>
--	--

合ったものに見直すべきである。

17 日本観光振興協会負担金

支払いの妥当性の検証（意見）

県は、協会から請求される会費をただ請求どおりに支払うのではなく、他都道府県の状態も含めて広く情報収集し、継続的に支払いの妥当性を検証していくことを望む。

18 富士の国やまなし観光ネット情報発信事業費

(1) 保守範囲の明確化（意見）

現在の仕様書では受託業者の保守すべき範囲が不明確である。観光ネット内において機構が費用を負担し、内容に責任を持つ範囲を、仕様書上で明確にすることを望む。

(2) メールマガジンのさらなる活用（意見）

新規登録者を獲得するため、さらにインセンティブを設け、周知活動を行うことや逆に更新頻度を減らして1回あたりの情報量を増加させるなど、様々な方策を検討していくことを望む。

19 外国人誘客促進アプリシステム運用管理事業費

(1) 委託料の分割金額の明記（指摘事項）

長期継続契約の場合、年度毎の請求の根拠を確かなものとし、かつ、その金額の予測可能性を確保するため、年度毎の支払額（又はその算定方法）を

高めていくこと」に見直した。

令和元年度から、他都道府県の状態も含め広く情報収集を行い、支払いの妥当性について検証していくこととした。

令和元年度から、受託業者の保守すべき範囲、及び県、機構の責任範囲について、仕様書に明記することとした。

新規登録者の獲得方策については、令和元年度に、周知方法の見直しなどを検討することとした。また、より多くの情報量を発信するための方策も検討することとした。

令和元年度から、年度毎の支払額を契約書に明記することとした。

契約書に明記するべきである。

(2) 動向データの活用（意見）

委託先から業務完了報告書として、ユーザー動向、利用分析が提出されている。この資料が事業立案に効果的に活用できる仕法を検討することが望まれる。

平成30年度は、データ分析結果をもとに、ホームページのコンテンツ作成と効果検証を行った。また、交通事業者等に分析データを情報共有するなど、広く有効活用してもらっている。

20 ウォーキングアプリを活用した県内周遊観光促進事業費

(1) 事業創設の経緯の検証可能性の確保（意見）

一般的に新規事業を創設する場合はもちろん、特に単独随意契約を行うことが想定される場合は、事業創設の経緯を明確に記録化することとし、検証可能性を確保できるよう取り組むことを望む。

本事業は、平成30年度末をもって廃止している。今後、同様の事業を実施する際の参考としていく。

(2) 効果測定の検証可能性の確保（意見）

目的は、周遊観光の促進なので、アプリの利用者に対する観光PRにとどまらず、具体的な誘客効果に繋げること及び効果を確認できるアプリの仕組みを委託事業の仕様に盛り込むことを望む。

平成30年度から、PRに伴う誘客効果について検証できるよう、県で仕組みを構築し、事業の効果検証を行っている。

21 南アルプス山岳交通適正化協議会負担金

(1) 監事監査未実施の決算案の承認（指摘事項）

監事による会計監査が行われる前に総会が開催され決算案が承認されている。監事監査が行われた後の決算案を

令和元年度に、会計監査に係る規定の整備などについて関係団体と協議し、総会前に会計監査が行われるよう対策を講

<p>総会に諮り、決算案の承認を受けるべきである。</p> <p>(2) ゲート管理費（外注費）の変動に応じた負担金の見直し（意見） 事業費の大部分を占めるゲート管理費は、毎年国が示す労務費単価（人件費単価）の変更により、予定価格が異なっている。よって、県が負担する任意負担金も見直されることを望む。</p> <p>22 富士川観光センター運営費</p> <p>(1) 専用口座の設置（指摘事項） 指定管理者は管理事業に係る専用口座を設け金銭を管理すべきであり、県は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。</p> <p>(2) 適切な事務処理に基づく事業報告書の作成（指摘事項） 事業報告書の収支決算額は、元帳を基に作成すべきであり、報告書作成者が、経理担当者から十分な実績資料の提供を受けず、報告書を作成したことは、言語道断である。 また県は、報告書のチェックを徹底すべきである。</p> <p>(3) 報告書の期限内の提出（指摘事項） およそ半数の月で定期報告書提出日が提出期限を過ぎているため、協定書違反となる。指定管理者が定期報告書を期限までに提出するよう、県は、指定管理者に対する指導を徹底すべきである。</p>	<p>じることとする。</p> <p>協議会は、最低限の事業費を県及び他団体の定額負担金で確保しており、ゲート管理費等の経費に増減があっても繰越金等に対応可能だが、大幅な労務単価の増減等に対応困難な場合は、意見を基に負担金を見直すこととする。</p> <p>平成30年度から、指定管理者に対して、基本協定書の規定のとおり、管理業務に係る金銭については専用の口座で管理するよう指導し、改善を確認している。</p> <p>平成30年度に、指定管理者に対して、適正な管理業務を行うよう徹底した指導を行い、県においても指定管理者から提出された報告書等のチェックをなお一層徹底して行うこととしている。</p> <p>平成30年度に、指定管理者に対して、基本協定書の規定のとおり、定期報告書を期限までに提出するよう、指導を徹底し、以降は期限内に提出が行われている。</p>
--	--

23 南アルプス山岳安全推進事業費補助金

(1) 実績報告書の提出期限内の提出（指摘事項）

県は実績報告書が提出期限内に提出されるように、交付先に対して指導を行うべきである。

(2) 実績報告書の適切な検収（指摘事項）

実績報告書添付の事業実績書と収支精算書の業務赴任者総人数が異なっている。業務赴任者総人数に基づいて報償費が計算されているため、県は最大限の注意を持って検収にあたるべきである。

24 オリンピック・パラリンピックおもてなし力向上事業費

一個人又は一会社に限定されない場合の、相見積もりの徴取（意見）

パラリンピック選手の講師派遣会社等は、一般社団法人パラリンピアンズ協会以外にも存在する。取引相手が特定の1者に限定されない限りは、相見積もりを取り比較検討をすることを望む。

25 峡東地域ワインリゾート構想推進事業費補助金

(1) 事業完了日の明確化（意見）

アンケート回収日、研修を実施した日のどちらも事業完了日と考えることができる。要綱違反の疑義が生じているため、要綱に事業完了日について、明確に記載することを望む。

令和元年度から、提出期限内に実績報告書を提出するよう交付先への指導を徹底することとした。

令和元年度から、実績報告書の検収については、複数人でチェックを行うなど体制をより強化することとした。

令和元年度から、契約の相手方を選定する際には、疑義が生じないように、事業内容・目的等から相手が特定される場合は、その理由をより明確にすることとした。

補助対象事業が多種多様であり、補助金交付要綱への規定は困難であるので、令和元年度から、事業完了日を明確にする方法について検討することとする。

(2) 会費・負担金の根拠の明確化（意見）

協議会は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。県は協議会の構成員として内部から組織の適正を確保することが望ましい。

(3) 事務処理の適正化（意見）

協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはないため、県の事務処理に準じて随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。

26 峡東地域ワインリゾート構想推進モデル事業費補助金

(1) 事業完了日の明確化（意見）

委託業者からの実績完了報告書提出日を事業完了日としているが、モニターツアーの実施日を完了日とすることもできる。要綱に事業完了の日について明記されていないため要綱に事業完了日について、明確に記載することを望む。

(2) 会費・負担金の根拠の明確化（意見）

協議会は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。県は協議会の構成員として内部から組織の適正を確保することが望ましい。

会費・負担金の徴収やその用途等は、総会で取り決めているため、総会での決議事項については議事録に明確に記載するなど、令和元年度から、疑義が生じないような方法の実施について働きかけることとする。

協議会には、民間団体も含まれるため、全ての会計事務を地方公共団体に準じることが困難であるが、令和元年度から随意契約理由書の作成等について働きかけることとする。

補助対象事業が多種多様であり、補助金交付要綱への規定は困難であるので、令和元年度から、事業完了日を明確にする方法について検討することとする。

会費・負担金の徴収やその用途等は、総会で取り決めているため、総会での決議事項については議事録に明確に記載するなど、令和元年度から、疑義が生じないような方法の実施について働きかけることとする。

(3) 事務処理の適正化（意見）

協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはないため、県の事務処理に準じて随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。

協議会には、民間団体も含まれるため、全ての会計事務を地方公共団体に準じることが困難であるが、令和元年度から、随意契約理由書の作成等について働きかけることとする。

27 峡南歴史文化ツーリズム構想推進事業費補助金

(1) 会費・負担金の根拠の明確化（意見）

富士川地域歴史・文化ツーリズム推進会議は、会費・負担金の取り決めに規定した内規を作成する必要があると考える。県は会議の構成員として内部から組織の適正を確保することが望ましい。

会費・負担金の徴収やその用途等は、総会で取り決めているため、総会での決議事項については議事録に明確に記載するなど、令和元年度から、疑義が生じないような方法の実施について働きかけることとする。

(2) 事務処理の適正化（意見）

会議の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはないため、県の事務処理に準じて随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。

協議会には、民間団体も含まれるため、全ての会計事務を地方公共団体に準じることが困難であるが、令和元年度から、随意契約理由書の作成等について働きかけることとする。

28 安全登山推進事業費

(1) 県と機構との権利義務の譲渡等に関する文章の作成（指摘事項）

県は、外部組織である機構が発行した山梨百名山手帳を元に、登山安全条例啓発冊子を作成しているが、山梨百名山手帳の使用について機構の承諾を証する書類等は残されていない。

令和元年度から、「山梨百名山手帳」の印刷原版を使用する際は、使用許諾権者の承諾について、それを明記する書類等を保存することとした。

(2) 随意契約の解釈の見直し（指摘事項）

随意契約ができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号において列挙されている。県は、第5号の「緊急の必要」の解釈を誤っており、本来随意契約により契約することはできない。

随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定の適用について、より適正に判断することとする。

(3) 見積合せの内容の検証（意見）

財規第137条第3項に基づいて見積合せが行われる場合、県は提出された見積書を受取り、金額判定するのみではなく、その見積書の内容も検証するように努めてもらいたい。

見積書の内容まで見積合わせの際に検証することは困難だが、複数にわたり同一業者に見積を依頼しないなど見積依頼先の選定に注意し、見積合わせに疑義が生じないようにすることとした。

29 安全登山対策検討事業費

(1) 設置要綱に委員の代理出席に関する条項の明文化（指摘事項）

設置要綱では委嘱される者（委員）を団体ではなく、個人としている。委員が欠席した場合に、委員の所属団体からの代理出席を認めるのであれば、代理出席に関する条項を定めるべきである。

指摘のあった委員会はすでに終了（廃止）している。今後、同様な委員会を設置し、また、代理出席を認めるような場合はその旨を規定する条項を加えた設置要綱にすることとする。

(2) 報酬単価の設定の見直し（指摘事項）

委員の報酬単価が一律9,800円となっているのにもかかわらず、弁護士のみ30,000円としている。弁護士も「委員」であり、他の委員と単価が異なることについて合理性を欠いている。

指摘のあった委員会はすでに終了（廃止）している。今後、同様な委員会における報酬については合理的な単価とすることとする。

動事業費補助金

実績報告書に添付された収支精算書の記載内容の確認と指導（指摘事項）

補助先から提出された収支精算書は補助金対象経費の確認が行なえる様式になっていない。よって、補助金対象経費の確認が行えるような記載を指導するとともに、収支精算書の再提出を求めるべきである。

31 富士の国やまなし観光振興施設整備補助金

（1）事後検証報告書の提出期限内の提出（指摘事項）

補助対象事業者から事後検証報告書が提出期限内に提出されてない。県は事業者に対し補助金交付要綱の説明を行い、補助対象事業者が自主的に事後検証報告書を提出するように周知を図るべきである。

（2）事後検証報告書の提出を怠った補助対象事業者に対するペナルティの検討（意見）

事後検証報告書は、県が補助金の効果測定を行うために非常に重要な書類である。報告書を提出期限内に提出していない補助対象事業者に対しては、ペナルティを課すことを検討することを望む。

（3）補正率の検討（意見）

重点化事業とそれ以外の事業の補正率により差を設けることにより、さらなる補助金の有効活用が行われることを望む。

平成30年度から、収支予算書及び収支精算書については、指摘のとおり補助金対象経費がわかる様式に修正するよう指導している。

令和元年度から、事後検証報告書を提出期限内に提出するよう、補助対象事業者に対し、毎年通知を出して周知徹底することとした。

令和元年度に、ペナルティを課すことも含め事後検証報告書の提出を担保する手法について、検討することとした。

令和元年度に、補助金がより有効活用されるような配分を検討することとした。

32 観光施設維持補修費

(1) 観光施設維持補修の4つの地域分けに基づく予算の配分の見直し（意見）

予算の配分が、維持補修が必要となる施設の優先順位とは関係がないため、維持補修が必要と思われる施設に優先的に予算が充当されるように努めることが望ましい。

(2) 指名競争入札を辞退した指名業者に対するヒアリングの実施（意見）

秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修については、新規の指名業者が毎年辞退しているため、辞退理由等についてヒアリングを行うことにより、今後の業者指名に役立てられることを望む。

令和元年度に、優先順位を考慮した配分方法を検討することとした。

令和元年度から、発注ごとに辞退した業者が多い場合には、ヒアリングの実施を検討することとした。

33 観光施設維持管理費

統一した自然歩道の維持管理（意見）

統一した維持管理が、利用者の安全確保に繋がると考えられるため、県が仕様書等を作成して、各市町村に周知するのが望ましいと考える。

統一した維持管理が行われるよう管理委託要領を定めているにもかかわらず、各市町村によって内容に違いがある状況であるため、令和元年度から、要領の周知徹底を図ることとした。

34 富士北麓駐車場運営費

再委託先の許認可証の確認（指摘事項）

許認可が必要な業務を再委託する場合には、許認可証等の確認により、再委託先が適正であるかどうかの判断は県が行い、今回の警備業は認定期間が5年であるため、更新状況も確認すべきである。

令和元年度から、再委託に関しては、許認可証を確認するなど委託先が適正であるかを確認していくこととした。

35 信玄公祭り開催費

タイムリーな実績報告（意見）

間接補助事業者が行う決算報告は、事業完了から半年以上かかっているため、タイムリーな報告とは考えられない。機構（補助事業者）は、間接補助事業者を管理監督すべきであり、県も、機構を管理監督し、補助金が適正に使われたかチェックしていくことを望む。

36 富士スバルライン適正利用者普及啓発事業費

必要性が明確に説明できる場合に限定した随意契約（意見）

業者選定は、一般競争入札が原則であり非効率を随意契約の理由とするような契約担当者の忖意は排除するべきであるとする。随意契約は、非効率性のみを理由とせず、明確な理由がある場合に限定することを望む。

37 経常経費（観光資源課）

特定の事業に対する経費の支出（意見）

チラシ作成費用や外国旅行の旅費は特定の事業に対する経費であり、経常経費からの支出は望ましくない。支出の内容を精査し、事業費は経常経費外で要求することが望ましい。

38 山梨県忠清北道姉妹締結25周年交流事業費

(1) 事前調整の実施及び経緯等の記録の作成（意見）

記念行事の規模について、訪問団の人員の違い（山梨県訪問団は5名、忠清北道訪問団15名）により双方の負担額が異なるので、事前に当事者間で調整が必要と思われる。特別な理由が

間接補助事業者からの決算報告は、年1回の総会后、速やかに提出されていたが、令和元年度から、総会を待たない事業完了後の速やかな提出について指導することとする。

契約の相手方を選定する際には、疑義が生じないように、事業内容・目的等から相手方が特定される場合は、その理由をより明確にすることとした。

支出の内容を精査し、必要な予算は経常経費ではなく事業費として要求することとした。

事前調整等を行っていることから、訪問団の人員や負担額の違い等に特別な理由がある場合は、その事由を記録に残すこととした。

<p>ある場合は、その事由も記録に残す必要がある。</p> <p>(2) 効果測定の実施 (意見)</p> <p>韓国旅行会社を対象にファミトリップを行っているが、結果としての検証が行われていない。事業を行った結果どのような効果があり、また、どの様に今後に結び付けるかを検証する必要がある。</p> <p>39 外国青年招致事業費</p> <p>支払根拠となる規則の改訂 (指摘事項)</p> <p>地方公共団体はその事業について、自らが定めた根拠なくして支出をすることはできないことから、招致外国青年任用規則を改正し、バス代・電車賃等の支払いについて規定すべきである。</p> <p>40 海外来県者対応経費</p> <p>レセプションなどの対応基準の整備 (意見)</p> <p>海外からの要人等で臨時的に対応する費用だが、各来県者の対応方法に基準がない。年度末に予算執行上苦慮することになりかねないこと、今後、海外からの来県者の増加が見込まれることから、来県者への対応基準の整備が必要である。</p> <p>41 国際交流センター指定管理経費</p> <p>(1) 専用口座を設けた管理 (指摘事項)</p> <p>指定管理者は管理業務に係る専用口座を設け金銭を管理すべきであり、県は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。</p>	<p>令和元年度から、ファミトリップ参加者にアンケートを行い事業の検証を行うこととした。</p> <p>空港から山梨県までの車賃等も旅費として認められるよう、平成30年度に任用規則を改正した。</p> <p>来県者数や滞在日数等により費用が異なることから、一律の対応基準の整備は困難であるが、令和元年度に、過去の実績を整理し、公平な対応に資する手法について検討を行うこととする。</p> <p>平成30年度に、指定管理者に対して、基本協定書の規定のとおり、管理業務に係る金銭については専用の口座で管理するよう指導し、改善を確認した。</p>
--	--

(2) 利用料金制等の導入の検討(意見)

会議室の利用率が高いとは言えないため、将来的には当施設の指定管理における利用料金制等の導入を踏まえた検討が必要と思われる。

平成29年度から施設の集約等、施設のあり方の検討が行われていることから、この検討状況を踏まえた上で、利用料金制の導入の可否について検討することとした。

42 国際交流センター施設修繕費

(1) 防犯カメラの設置と警備体制の見直し(意見)

カメラ設置で、威嚇効果が見込めるが、警備レベルが高いとはいえず、抜本的な解決とまではなっていない。今後とも警備レベルの向上に努める必要がある。

他の公共施設の警備体制の整備状況も参考にしながら、警備レベルの向上に努めていくこととする。

(2) 防犯カメラ運用規程の改訂(意見)

指定管理者は公募で選ばれるので、防犯カメラ運用規程内に一団体の名称をあらかじめ指定していることは好ましくない。公募が形骸化しているとの疑いを招く可能性があるため、単に「指定管理者の長」とすることが望ましい。

平成30年度に、意見のとおり規定を改訂した。

43 海外技術研修員受入事業経費

生活指導等の委託業務費の見直し(指摘事項)

協会職員1名の人件費委託料としており、業務内容と積算が一致してない。委託業務に係る人件費なら、業務日誌等から委託業務に係る時間を積算して精算すべきである。また、県も委託業務の実施状況について報告を受け、必要に応じて随時調査をする必要がある。

令和元年度から、委託料は、生活指導等の業務に要する日数や時間等を基に積算することとした。

また、委託業務の実施状況については、適宜委託先からの実施状況の報告及び委託先への調査を行うこととする。

44 やまなし多文化共生推進協議会開催経費

出席委員の自筆による出席者名簿の作成（意見）

協議会開催時の委員名簿に出欠記録はあるものの、出席者自筆の出席名簿の作成は行われていない。出席人員の確認及び報償費・旅費の支給の根拠のためにも、出席委員の自筆による出席者名簿を作成・保管することが望ましい。

平成30年度から、出席委員の自筆による出席者名簿を作成し、保管することとした。

45 通訳ガイド提供体制整備事業費

プロポーザル方式の採用基準制定（意見）

プロポーザル方式の採用においては、現行運用における理由書添付の明確な根拠規定を作成し、また、将来的には統一的な基準やガイドラインの策定につなげていくことが望ましいものとする。

プロポーザル方式の採用に当たって公平性や客観性が求められることから、採用基準や標準手続（理由書の添付を含む。）等を規定したガイドラインを、令和元年度中に策定することとした。

46 オリンピック・パラリンピックおもてなし力向上事業費

(1) 仕様変更に基づき再契約等の適切な手続き（指摘事項）

契約後、委託内容に大幅な変更がある。よって、変更手続きにより「インバウンドおもてなし研修業務委託」の再契約等を行うべきであった。

今後、契約内容に大幅な変更が生じた場合は、変更手続きを行うこととする。

(2) 単独随意契約における経済性の担保（指摘事項）

県の積算額と受託業者の見積額の算定の仕方及び収支決算書で内容が大幅に異なり、単独随意契約であることから経済性の担保が損なわれている。支払いにおいては収支決算書の検証はもちろんであるが、経済性を担保する

令和元年度以降に実施する事業においては、経済性が担保されるよう契約書の内容の見直しについて検討することとした。

<p>上でも委託契約書の見直しが必要である。</p> <p>47 関東観光広域連携キャンペーン事業費 「ツーリズムEXPOジャパン」の出展負担額の明確化（意見） 山梨ブースの運営自体は、機構の費用で行っており、県は2小間のブース費用とブース設営費を負担しているが、この支出方法では応分の負担なのか把握できない。県の応分の負担がどうあるべきか検証することを望む。</p> <p>48 外国語観光ガイドマップ作成費 (1) 決算額の配分根拠の明確化（意見） 2つの事業に跨って予算編成されているが、事業の決算額の配分について根拠が示されていない。各事業の予算編成から決算額に至る積算根拠を明確にすべきと考える。</p> <p>(2) コスト削減の検討（意見） 紙媒体でのパンフレット作製の必要性は認めるものの、利用方法及び配布先等により協賛企業の広告等の掲載料による収入により印刷コストを抑えるなどの、コスト削減の検討の必要がある。</p> <p>49 国際観光トップセールス事業費 (1) 印紙の消印の徹底（指摘事項） 今回の請書は、印紙がチェックマークにより消印されておりこれは印紙税法違反となる。相手方所在地が遠方で再度消印を求めることが困難であれ</p>	<p>令和元年度に、事業全体を把握し、県の応分の負担がどうあるべきかについて検証することとした。</p> <p>令和元年度に実施する事業においては、決算額の配分にかかる根拠を明確にすることとした。</p> <p>令和元年度に、印刷コストの削減方法を検討することとした。</p> <p>当該収入印紙については指摘を受け、県の担当者印で消印を行った。今後実施する事業においては、契約当事者どちらかの印章又は署名での消印を徹底するこ</p>
---	---

<p>ば、県の印章をもって消印すべきであった。</p> <p>(2) 検査検収日の間違い (指摘事項) 事業実績報告書の提出を以て役務提供が完了したといえるのであるから、検査検収日は事業実績報告書の受領日とすべきである。</p> <p>50 フィリピン・インバウンド観光推進事業費 事業の振り返り評価の実施 (意見) 平成27年度から3年度の事業で終期を迎え、一応の区切りとしているが、後の参考とするためにも、事業の結果だけに留まらず事業の振り返り評価を行うことを望む。</p>	<p>ととした。</p> <p>令和元年度以降に実施する事業においては、検査検収日を事業実績報告書の受領日とすることとした。</p> <p>令和元年度中に、3年度の事業の振り返り評価を行うこととする。</p>
--	--